

●香川県監査委員公表第2号

平成25年香川県監査委員公表第33号（監査結果の公表）の一部を次のように訂正する。

平成26年2月7日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>第2 監査対象法人 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金 1～3 略 4 監査の結果 略</p> <p>指導注意事項 ア <u>期末日現在、既に満期になっている定期預金の元金及び利息が普通預金に入金されているにもかかわらず、貸借対照表や財産目録の勘定科目に、元金については定期預金、利息については未収金で計上されていた。</u>また、財務諸表の注記で記載されていないものがあった。</p> <p>イ～エ 略 オ <u>総勘定元帳の勘定科目と財務諸表の勘定科目の表記が一致していないものがあった。</u>適正な会計事務処理を行うため、職員の会計知識の向上及び内部チェック体制の強化を図る必要がある。</p> <p>カ 略 キ <u>資金運用指針は平成25年4月1日に策定されているが、本指針策定前に購入した財産で本指針に沿っていないものがあるので、その処分方針等を決定しておく必要がある。</u></p>	<p>第2 監査対象法人 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金 1～3 略 4 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。</p> <p>指導注意事項 ア <u>貸借対照表や財産目録の普通預金や定期預金の額と、金融機関の「預金残高証明書」の一部が合致していなかった。</u>また、財務諸表の注記で記載されていないものがあった。</p> <p>イ～エ 略 オ <u>総勘定元帳と決算書が一致していないものがあった。</u>適正な会計事務処理を行うため、職員の会計知識の向上及び内部チェック体制の強化を図る必要がある。</p> <p>カ 略 キ <u>現在運用中の財産で当該基金の資金運用指針に沿っていないものがあるので、方針を決定しておく必要がある。</u></p>